

沢田小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

○基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの防止

① 学校経営の方針に明示

学校教育目標に「明るい子ども 考える子ども きたえぬく子ども」を掲げ、「自主自律の精神に満ちた心身ともに健康な子ども」の育成に取り組む。

② 道徳教育及び体験活動の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

③ いじめ対策委員会の設置

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・該当担任からなる、いじめ防止等対策のための校内組織を設置し、細かな情報まで学校全体で共有できるようにする。

④ 児童の居場所となる授業

学び合いの学習を通して、自分と相手の考え方や意見を大切にする態度を育てる。

⑤ 情報モラル教育

情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう計画的・継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見

① いじめ調査

年3回（6月・10月・2月）

② いじめ相談体制

担任・養護教諭・生徒指導主事等による、相談室の運営

③ 職員・保護者の日常的な観察

ア 教師

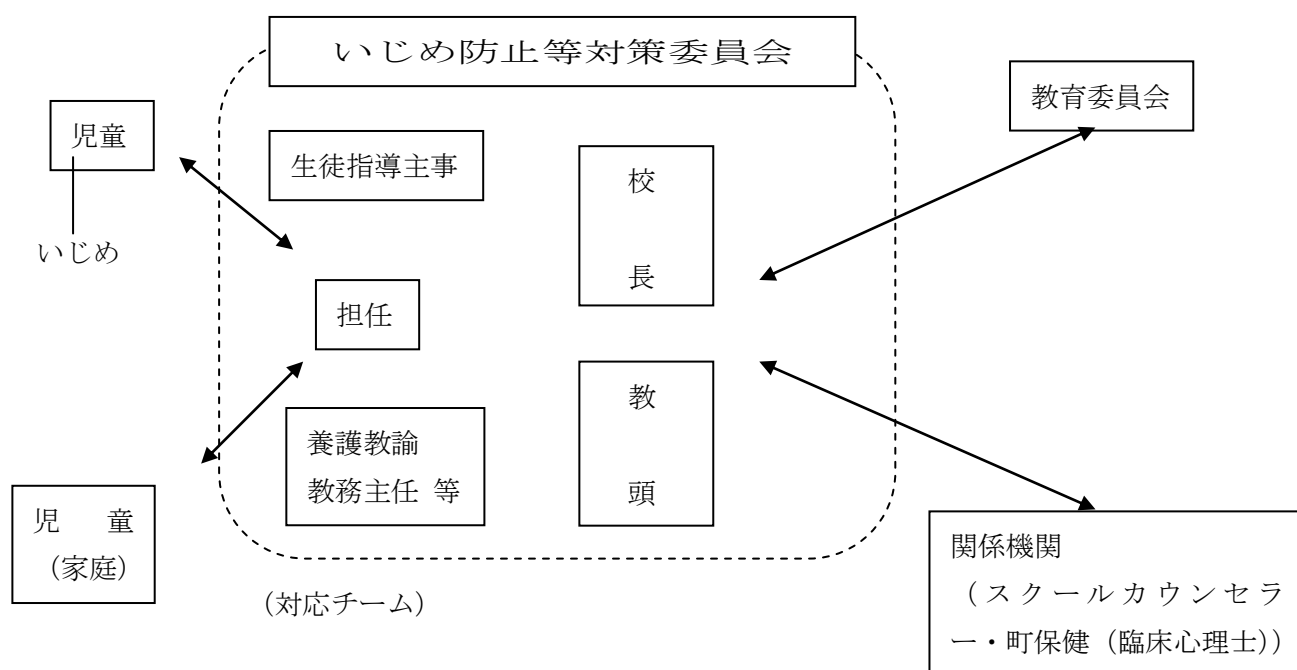
- ・集団から離れて一人である児童への声かけ
- ・いじめ調査による情報収集
- ・文房具の紛失や、机等へのいたずら
- ・チェックシートの活用（資料）

イ 保護者

- ・日常的、積極的な子どもとの会話
- ・服装の汚れや乱れ、けがのチェック
- ・子どもの持ち物の紛失や増加への注意

(3) いじめへの対応

いじめが疑われた場合は、小さな問題と思われるものであっても即時に対応する。



(4) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに管理職に報告するとともに、当該児童に係るいじめの事実関係を明らかにする。
- ② 事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめの傍観者及び同調者に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通して行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるお

それがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ根絶委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

3 教育委員会や関係機関などとの連携

(1) 教育委員会との連携

いじめが確認された段階で、校長の判断により速やかに教育委員会に報告する。また、児童や保護者からいじめにより重大事態（児童の生命・心身・財産に重大な障害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いなど）に至ったという申し出があった場合も、同様に教育委員会に報告する。

(2) 警察署との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるものである場合は、校長の判断で所轄の警察署に連絡し連携して対応する。また、児童の生命・身体・財産、に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

4 保護者との連携

(1) 日常的なお願い

「積極的な子どもとの会話」「服装の汚れや乱れ、けがのチェック」「子どもの持ち物や金品の紛失や増加への注意」についての観察を特に願います。

(2) いじめが確認された場合

いじめを受けた児童の保護者・いじめを行った児童の保護者に事実関係を伝え、助言をする。

(3) 年間計画

月	活 動 内 容
4	・年間計画の確認 ・いじめ防止等対策委員会を月1回実施し、全職員間の共通理解を図る。 ・情報交換・共通理解（職員会議後） ・家庭訪問の実施
6	・いじめ調査用紙の作成と実施
7	・いじめ調査の結果のまとめと対策
8・9	・1学期の反省と2学期の推進（いじめ根絶に向けての指導方針や方法の確認）
10	・いじめ調査用紙の作成と実施
11	・教育相談の実施
12	・いじめ調査の結果と対策 ・2学期の反省
1	・3学期の推進計画の確認（いじめ根絶に向けての指導方針や方法の確認）
2	・いじめ調査の実施 ・いじめ調査の結果のまとめと対策 ・いじめ調査用紙の作成と実施
3	・1年間の成果と課題、次年度への引き継ぎ